

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年6月16日(2005.6.16)

【公表番号】特表2001-502699(P2001-502699A)

【公表日】平成13年2月27日(2001.2.27)

【出願番号】特願平10-519752

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 31/437

A 6 1 K 31/4745

A 6 1 P 11/06

A 6 1 P 31/00

A 6 1 P 37/02

A 6 1 P 37/08

C 0 7 D 471/04

C 0 7 D 471/14

C 0 7 D 471/16

【F I】

A 6 1 K 31/437

A 6 1 K 31/4745

A 6 1 P 11/06

A 6 1 P 31/00

A 6 1 P 37/02

A 6 1 P 37/08

C 0 7 D 471/04 1 0 5 C

C 0 7 D 471/04 1 0 7 E

C 0 7 D 471/14 1 0 2

C 0 7 D 471/16

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月22日(2004.10.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成16年10月22日

特許庁長官 小川 洋 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第519752号

2. 補正をする者

名称 ミネソタ マイニング アンド マニュファクチャリング
カンパニー

3. 代理人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士(7751)石田 敬



4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙の通り補正する。

7. 添付書類の目録

請求の範囲

1通

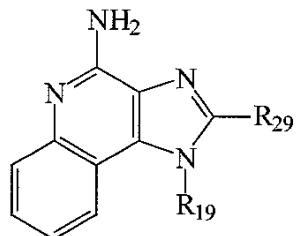


請求の範囲

1. 湿疹を除く非ウイルス性および非腫瘍性T H 2細胞介在性疾患を治療する医薬組成物の製造のための、イミダゾキノリンアミン、イミダゾピリジンアミン、6, 7-縮合シクロアルキルイミダゾピリジンアミン、および1, 2-架橋イミダゾキノリンアミンから成る群より選択される免疫応答修飾化合物の使用。
2. 前記疾患が寄生性感染症、細菌性疾患、又は真菌性疾患である、請求項1に記載の使用。
3. 前記疾患が、喘息、アレルギー、らい病、全身性エリテマトーデス、オーメン症候群、リーシュマニア症、トキソプラズマ感染症、トリパノソーマ感染症、カンジダ症およびヒストプラスマ症から成る群より選択される、請求項1又は2に記載の使用。
4. 前記疾患が喘息およびアレルギー性鼻炎から成る群より選択される、請求項1～3のいずれか1項に記載の使用。
5. IL-4および/またはIL-5サイトカインの誘導を阻害して、湿疹を除く非ウイルス性および非腫瘍性疾患を治療する医薬組成物の製造のための、イミダゾキノリンアミン、イミダゾピリジンアミン、6, 7-縮合シクロアルキルイミダゾピリジンアミン、および1, 2-架橋イミダゾキノリンアミンから成る群より選択される免疫応答修飾化合物の使用。
6. 湿疹を除く好酸球増加症を治療する医薬組成物の製造のための、イミダゾキノリンアミン、イミダゾピリジンアミン、6, 7-縮合シクロアルキルイミダゾピリジンアミン、および1, 2-架橋イミダゾキノリンアミンから成る群より選択される免疫応答修飾化合物の使用。
7. 前記組成物が経口または経鼻吸入を介して投与されるように構成される、請求項1又は6に記載の使用。
8. 前記組成物が局所用クリームまたはゲルを介して投与されるように構成される、請求項1又は6に記載の使用。
9. 前記化合物が4-アミノ-2-エトキシメチル- α , α -ジメチル-1H-イミダゾ[4, 5-c]キノリン-1-エタノールおよび1-(2-メチルプロピル)-1H-イミダゾ[4, 5-c]キノリン-4-アミンから成る群より

選択される、請求項1又は6に記載の使用。

10. 前記免疫応答修飾化合物が、式IX



IX

の化合物であるか、

またはその薬学的に受容可能な塩であり、

ここで、

R_{19} は、1～6個の炭素原子を含有するアルキルおよび1～6個の炭素原子を含有するヒドロキシアルキルから成る群より選択され；

R_{29} は、水素、1～6個の炭素原子を含有するアルキル、アルコキシアルキル（ここで、前記アルコキシ部分は1～4個の炭素原子を含有し、前記アルキル部分は1～4個の炭素原子を含有する）、および1～4個の炭素原子を含有するヒドロキシアルキルから成る群より選択される、

請求項1又は6に記載の使用。

11. 前記 R_{19} は、2-メチルプロピルまたは2-ヒドロキシ-2-メチルプロピルである、請求項10に記載の使用。

12. 前記 R_{29} は、水素、メチル、ブチル、ヒドロキシメチル、エトキシメチル、およびメトキシメチルから成る群より選択される、請求項10に記載の使用。